

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 11 日

各都道府県民生主管部（局）
児童扶養手当主管課（部） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について

児童扶養手当にかかる事務につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、今般の震災にあたり、特に被災地の県及び市町村の職員の皆さまにおかれましては、厳しい状況の中でご対応に多忙を極めているものと推察いたします。ご尽力に心より敬意を表したいと存じます。

さて、今般の震災に伴う被災者に係る児童扶養手当の当面の支給事務につきまして、別添のとおり「児童扶養手当の認定等に係る Q & A」を作成いたしましたので、情報提供いたします。

なお、被災地の自治体におきまして、今般の震災に伴う児童扶養手当の事務処理について、照会、要望等がございましたら、当室担当係あて、随時ご連絡ください。

また、被災縣市における支給にあたっては、受給者等の安否情報の把握が不可欠であり、Q & A の問 1 でご紹介しております「全国避難者情報システム」等の活用により、他の自治体へ避難されている受給者等の現況を把握する必要があります。

被災縣市以外の自治体におきましても、広報等により、避難されている受給者等に対して、当該システムを周知いただくなど、被災縣市における円滑な支給を図るため、特段のご配慮をお願いいたします。

以上、管内市区町村に対する周知方、よろしく願いいたします。

(担当係)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室
扶養手当係

T E L 03-5253-1111 (内線 7893)

F A X 03-3595-2663

児童扶養手当の認定等に係るQ & A

問1 今般の東日本大震災の被災者（以下「被災者」といいます。）が住所地ではなく、一時避難先の市町村に対して申請を行い、避難先の都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「都道府県等」といいます。）において認定・支給を行うことはできますか。

（答）

- 児童扶養手当は住所地（住民票がある居住地）の都道府県等が認定及び支給を行うこととなります。（避難先市町村に転入届を提出している場合にあっては、避難先市町村において認定請求を行えば、請求の翌月分から避難先の都道府県等において認定・支給を行うこととなります。）
- 避難先市町村において、被災者の方から申請等に関する相談を受けた際は、申請方法等について、住所地の市町村に問い合わせをされたい旨、ご案内いただくこととなります。その際、被災者の方の置かれている状況に鑑み、住所地の市町村への連絡等を行うなど、できる限り配慮いただきたいと思います。
- また、他の市町村へ避難している方については、別途、以下のような仕組みもありますので、担当部署と連携のうえ、必要に応じてご案内いただければと考えています。

◆ 全国避難者情報システム

- ・ 避難先の市町村へ、避難されている方ご自身の情報を提供。
- ・ 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせを受け取ることができるようになる。

（参考：総務省 HP）

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000082.html

- なお、被災市町村における事務の一部について、当該市町村で事務を行うことが困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、両者間で協議のうえ、当該事務を他の都道府県及び市町村に委託することができるものと承知しています。このような手続きを経た場合においては、委託を受けた都道府県及び市町村において、委託元の住民にかかる児童扶養手当の認定・支給事務を行うことができるものと考えます。

問2 被災者である受給者や支給対象の児童が行方不明となっている場合の取扱いはどのようなになるのでしょうか。

(答)

- 受給者が行方不明の場合には、行方不明となった日（震災が起きた3月11日）から3か月間は受給資格が継続しますが、3か月を経過した場合は、行方不明となった日に遡って受給資格を喪失させる必要があります。
- この際、受給者の親族等が認定請求した場合には、児童扶養手当法第7条第2項に規定する「やむをえない理由」がやんだ後の請求として取扱い、15日以内に請求があった場合は、震災の翌月分から認定の請求をした者に支給することができます。
- また、支給対象の児童が行方不明になった場合には、その時点で受給者に対して受給資格喪失の処分または減額の額改定処分を行うこととなります。その際、「児童が行方不明となった日から3か月以内の間に当該児童の生存が確認され、従前と同様の監護等が認められるようになった場合には、この処分を取り消し、その効力は行方不明となった時点にさかのぼる。」旨の条件を附記していただき、3か月以内に生存が確認された場合は、行方不明になった時点の受給資格喪失の処分等を取り消すこととなります。

※1 上記の取扱いにあたっては、受給者の安否や児童の状況（現住所、新たな養育者）を可能な限り把握し、手当支給が新たな養育者に引き継がれるように努めてください。

※2 行方不明の場合における受給資格の喪失については、児童扶養手当法第4条の支給要件である監護等を欠いていることによるものです。

※3 上記における『『やむを得ない理由』がやんだ後』とは、受給者の資格喪失処分を行った後、新たな養育者が自身が受給資格者となったことを認識した日として下さい。例えば、総務省の「全国避難者情報システム」等を活用して、新たな養育者に「先順位の受給者を資格喪失したため、あなたの年金の受給や所得の状況によっては、児童扶養手当が受給できる可能性があります。15日以内に認定申請を行ってください。」という趣旨のお知らせをすることなどにより、新たな受給資格者に対する周知を行うことが考えられます。

この場合、『『やむを得ない理由』がやんだ後』の取扱いについては、新たな養育者が自身が受給資格者であることを認識して手続可能な状態だったかどうかも含めて、個々の状況に応じて柔軟に対応して下さい。

※4 今回の震災の結果、両親がいない状態となった児童については、児童相談所が把握し親族による受入れの調整など必要な相談・援助を行っているため、児童相談所との連携も図って下さい。

問3 震災以降の受給者等の安否や異動の情報の把握ができていない場合に、8月定時支払期において、震災前の受給者情報に基づき、当該受給者に対して支払を行い、その後、安否や異動の情報を把握した時点で、過払い分を返還させる取扱いとして差し支えないですか。

(答)

- 震災以降に転出された方など、震災前後で支給要件や支給対象となる児童の状況が異なる方が多数見込まれます。
- ご照会のような取扱いとした場合、後日、支払対象者に対して過払い金の返還を求めするなど、極めて困難な事務が予想されます。また、被災された方の心情に配慮する観点からも、慎重な対応が求められると考えます。
- 被災県市においては、住民の安否状況、現在地等の把握に鋭意取り組まれていることと思いますが、8月期の児童扶養手当の支給にあたっては、住民基本台帳担当部門等と連携のうえ、受給者や支給対象となる児童の安否状況等を確認のうえ、支給を行うことが適当と考えます。
- なお、被災県市においても、上記のような確認を行った上で、全ての支給対象者の方に対して8月定時支払期に支給することが望ましいと考えますが、安否状況等について、8月定時支払期までに確認できない方については、8月定時支払期以降、確認ができ次第、速やかに随時払いをする取扱いもやむを得ないと考えています。

※ 上記の随時払いは児童扶養手当法第7条第3項によるものです。